

札幌市西区ノルディックウォーキングポール貸出要領

令和2年8月13日
西区保健担当部長決裁

(目的)

第1条 この要領は、市民の健康増進のため、ノルディックウォーキングを活用した健康づくりの取組を支援することを目的として、西区保健福祉部健康・子ども課が所有するノルディックウォーキングポール（以下「ポール」という。）の貸出しについて必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象)

第2条 ポールの貸出対象は、原則として小学生以上の市民とする。

(貸出施設)

第3条 ポールの貸出しを行う施設（以下「貸出施設」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 西区保健福祉部健康・子ども課
西区琴似2条7丁目1-20 西保健センター
- (2) 西区保健福祉部健康・子ども課長が別に定める施設

(貸出手続)

第4条 ポールの貸出しを希望する者は、西区ノルディックウォーキングポール借用申込書（個人用）（様式1）又は西区ノルディックウォーキングポール借用申込書（グループ用）（様式2）（以下「申込書」という。）を貸出施設に提出するものとする。

- 2 前項の申込書を受理した貸出施設は、その内容を確認し、適当と認めたときは、ノルディックウォーキングポール貸出券（様式3）を交付し、ポールの貸出しを行うものとする。ただし、貸出期間が当日のみの場合は、ノルディックウォーキングポール貸出券の交付は行わないものとする。

(貸出制限)

第5条 貸出施設は、次の各号のいずれかに該当するときは、ポールの貸出しを行わないものとする。

- (1) 営利目的を含む活動において使用するとき。
- (2) 健康づくりの取組以外の目的に使用するとき。

(貸出日時等)

第6条 ポールを貸出しできる日（以下「貸出可能日」という。）、貸出期間、貸出受付時間及び利用可能時間は次のとおりとする。

- (1) 西区保健福祉部健康・子ども課

ア 貸出可能日

通年（ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。）

イ 貸出期間

貸出日から7日以内とする。

ウ 貸出受付時間

午前8時45分から午後5時までとする。

- (2) 西区保健福祉部健康・子ども課長が別に定める施設

ア 貸出可能日

西区保健福祉部健康・子ども課長が別に定める日

イ 貸出期間

西区保健福祉部健康・子ども課長が別に定める期間

ウ 貸出受付時間及び利用可能時間

西区保健福祉部健康・子ども課長が別に定める時間

(利用区域)

第7条 ポールの利用区域は、西区内とする。

(料金)

第8条 ポールの貸出しに係る料金は、無料とする。

(返却)

第9条 ポールの返却は、ポールの貸出しを受けた貸出施設に行うものとする。

(管理義務)

第10条 ポールの貸出しを受けた者（以下「借用者」という。）は、貸出しを受けたポールの取扱いについて十分な管理をしなければならない。また、借用者は、この要領に定める目的以外に使用し又は転貸してはならない。

(損害賠償)

第11条 借用者は、ポールを紛失又は破損した場合、ただちに西区ノルディックウォーキングポール紛失・破損届（様式4）をポールの貸出しを受けた貸出施設に提出しなければならない。

2 不適切な使用によるポールの紛失又は破損に係る損害については、借用者が補修し又は弁償しなければならない。

ただし、借用者の責めに帰さない事由による紛失又は破損であると西区保健福祉部健康・子ども課長が認める場合はこの限りではない。

(免責)

第12条 札幌市は、この要領により貸出しを行ったポールによる事故及び傷病について、損害賠償の責めを負わないものとする。

(委任)

第13条 この要領に定めるもののほか、ポールの貸出しについて必要な事項は、西区保健福祉部健康・子ども課長が別に定める。

附 則

1 この要領は、令和4年5月9日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和2年8月13日から施行する。

2 健康機材貸出要領（平成28年3月1日施行）は、廃止する。

3 この要領による廃止前の健康機材貸出要領に基づき貸出しを行った健康機材の取扱いについては、なお従前の例による。

様式1（第4条関係）

西区ノルディックウォーキングポール借用申込書（個人用）

※ 太枠内を記入してください。

りようかいすう 利用回数	はじ 初めて ・ かいめ 2回目 ・ かいめ 3回目 ・ かいじょう 4回以上		
しめい 氏名		せいべつ 性別	おとこ 男 ・ おんな 女
でんわばんごう 電話番号		ねんれい 年齢	
じゅうしょ 住所 (市区町村)	さっぽろしな い かた 札幌市内の方 : _____ 区 _____ さっぽろしが い かた 札幌市外の方 : _____ 市・町・村 _____		

【個人情報の取扱い等について】

申込書に記載いただいた内容は、ポール貸出状況の管理に使用します。この目的又は法令等に定める一定の場合を除き、同意を得ずに第三者への提供・開示はいたしません。

(貸出施設使用欄)

ポール NO. _____

貸出 _____ 月 _____ 日 () : _____ 担当 ()

返却 _____ 月 _____ 日 () : _____ 担当 ()

様式2（第4条関係）

西区ノルディックウォーキングポール借用申込書（グループ用）

■ 代表の方 ※ 太枠内を記入してください。

利用回数	初めて ・ 2回目 ・ 3回目 ・ 4回以上		
氏名		性別	男 ・ 女
電話番号		年齢	
住所 (市区町村)	札幌市内の方 : _____区_____		
	札幌市外の方 : _____市・町・村_____		

■ 代表以外の方 ※ 太枠内を記入してください。

利用回数	氏名	性別	年齢	住所 (市区町村)	電話番号
初・2・3・4以上		男・女		市区町村	
初・2・3・4以上		男・女		市区町村	
初・2・3・4以上		男・女		市区町村	
初・2・3・4以上		男・女		市区町村	
初・2・3・4以上		男・女		市区町村	

【個人情報の取扱い等について】

申込書に記載いただいた内容は、ポール貸出状況の管理に使用します。この目的又は法令等に定める一定の場合を除き、同意を得ずに第三者への提供・開示はいたしません。

(貸出施設使用欄)

ポール NO. (_____)

※ポール NO. は1本ずつ記載し、返却があったナンバーを消していくこと。○ : 1, 2, 3 × : 1~3

貸出 _____月 _____日 (_____) : _____担当 (_____)

返却 _____月 _____日 (_____) : _____担当 (_____)

※返却欄は、最終返却時間を記載すること。

様式3（第4条関係）

ノルディックウォーキングポール貸出券

ノルディックウォーキングポールは大切に使いましょう

____年____月____日までに返却してください。

西保健センター（西区保健福祉部健康・子ども課）TEL：011-621-4241



様式4（第11条関係）

西区ノルディックウォーキングポール紛失・破損届

年 月 日

（あて先）西区保健福祉部健康・子ども課長

届出人

（住 所）

（氏 名）

（電話番号）

西区保健福祉部健康・子ども課が所有するノルディックウォーキングポールについて、以下のとおり紛失・破損いたしましたので、届出いたします。

借用年月日	年 月 日（ ）
紛失・破損の区分	※ あてはまる区分に「○」 （ ） 紛失 （ ） 破損
紛失場所、破損箇所 及び破損理由等	

（区使用欄）

--